

筑西広域市町村圏事務組合情報公開及び個人情報保護審査会規則

平成 15 年 9 月 25 日規則第 12 号

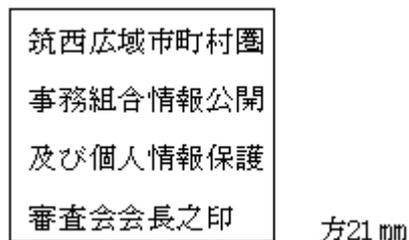
改正 平成 17 年 3 月 28 日規則第 5 号

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、筑西広域市町村圏事務組合情報公開及び個人情報保護審査会条例（平成 15 年組合条例第 4 号。以下「組合条例」という。）第 2 条により、その例によることとされる筑西市情報公開及び個人情報保護審査会条例（平成 17 年筑西市条例第 17 号）第 17 条の規定に基づき、組合条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(公印)

**第 2 条** 審査会の会長の公印は、次のとおりとする。



2 公印管守者は、事務局長とし、公印の使用及び管理等に関し必要な事項は、筑西広域市町村圏事務組合の公印に関する規程（昭和 56 年組合訓令第 2 号）の例による。

(準用)

**第 3 条** 前条に定めるもののほか、組合条例の施行については、筑西市情報公開及び個人情報保護審査会規則（平成 17 年筑西市規則第 15 号）の規定（同規則第 8 条の規定を除く。）の例による。

附 則

この規則は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 28 日規則第 5 号）

この規則は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。